

平成 21 年度第 3 回 富合町合併特例区協議会 臨時会 会議録

日 時 平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 (水)

会 場 富合総合支所 3階会議室

開会時間 午後 1時00分

終了時間 午後 1時30分

○ 出席委員 (9 名)

会 長 田 中 榮 信

副会長 小 山 一 美

委 員 米 原 靖 雄

野 口 ミナ子

村 崎 博 則

改 原 明 博

松 永 隆

内 藤 信 博

菊 池 博 志

○ 欠席委員 (なし)

平成21年度第3回 富合町合併特例区協議会臨時会次第

日 時：平成21年11月25日（水）午後1時00分

場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

[協 議]

協議第 1 号 富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正
について

協議第 2 号 富合町合併特例区協議会の構成員の報酬について

4 その他

5 閉 会

事務局

それではお時間となりましたので、富合町合併特例区協議会第3回臨時会を開催致します。それでは協議会の開会に先立ちまして、配布資料を確認したいと思います。

まず1枚紙で「平成21年度第3回富合町合併特例区協議会臨時会次第」、それと綴じてあります「平成21年度第3回富合町合併特例区協議会臨時会」及び「参考資料」の冊子、以上3点でございます。資料の過不足がございましたら事務局までお申し出下さい。よろしいでしょうか。

それではこれから会議の方に入ります。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに、同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中会長にお願い致します。宜しくお願い致します。

田中 榮信 議長

皆さんこんにちは。本日は大変皆さんお忙しい中に、昨日に続きまして会議を開会致したいと思います。これから私が議事進行を務めさせていただきます。構成員の皆様には昨日から引き続きの開催となりますが、宜しくお願いしたいと思います。それでは只今から「平成21年度第3回富合町合併特例区協議会臨時会」を開会致します。

ここで会議録署名委員を指名致したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により指名をさせていただきます。本日は村崎委員と野口委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。次に構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆さま全員ご出席でございます。なお、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしておりますことを皆様にご報告をいたします。それでは、早々でございますが、お手元の次第に沿って会議を進めていきたいと思っております。まず、最初に合併特例区長の村崎区長にご挨拶をお願いしたいと思います。

村崎 秀 合併特例区長

こんにちは。昨日に引き続き、臨時会の開催となり、大変ご苦勞かけます。富合町も合併して1年1ヶ月が過ぎました。熊本市との合併後も、富合町のために、いろいろなことを皆さんと共に進めているところでございます。それぞれ皆さん方が合併して良かったと言われるような町を作るためお互い頑張っていきたいと思っております。そのような中で熊本市も、来年3月末には確実に政令都市になるような感じで、城南、植木と合併いたします。そのような町と一緒に、私たちが熊本市といろいろな話し合いをし、そしてまた法定協議会の中でも議論し、要望してきましたが、まだまだ細かなところでは問題がたくさんございますので、勉強しながら解決していきたいと思っております。今日は2件の議案を提出しておりますので、どうぞ皆さん方のご意見を頂きながらこの議案について、ご賛同いただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。それでは早速でございますが、議事に入ります。協議第1号「富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正」につきまして事務局から説明をお願い致します。

事務局

はい。富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則ということで、お手元の資料の2ページをお願い致します。また参考資料の1ページも併せてお開きください。

まず第1条でございます。富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則(平成20年規則第1号)の一部を次のように改正する。「第4条第2項第1号中の100分の30を100分の20に改める」ということで、参考資料の1ページをご覧頂きますと、現行欄の(給与の支給)第4条第2項第1号の中に下線が引いてありますが、100分の30となっております。3月に支給する場合は、100分の30となっておりますところを改正案では100分の20ということでご提案させて頂いております。これは人事院勧告に基づいた改定をお願いしているところでございます。

それと第2条富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を次のように改正する。「第4条第2項第1号中3月に支給する場合は100分の20を削り、100分の160を100分の165に改める」これは参考資料の2ページをご覧下さい。現行では本年度末までは3月の支給ということで、100分の20を規則で定めているところでございますが、来年度から3月の支給がなくなることに伴いますその分の振り分けでございまして、12月に支給する分を100分の160から100分の165にするという改正案でございます。これに伴い3月に支給する手当は無くなるということになります。

今回、以上の2点の改正をお願いするものでございまして、第1条の規定につきましては、公布日から、第2条につきましては、来年の4月1日から施行をお願いするところでございます。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました協議第1号につきまして、ご質問ご意見はございませんか。

特に質問等が無いようでございますので、原案の通り同意ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

それでは協議第1号につきましては、原案の通り同意いたしました。

次に協議第2号「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬について」でございます。これは昨日から引き続きまして、協議をしたいということで、再度、本日の議題として提案されております。これにつきまして何かございませんか。

事務局

昨日の協議会の中で、資料の追加を求められましたので、今回協議第2号としまして協議会の冊子3ページのところに新たな資料を追加しております。

その説明をさせていただきます。

他都市との比較ということで一覧を載せております。熊本市が一番下です。これが富合町合併特例区のことになりますが、一番下の熊本市の場合、議員の定数特例、在任特例のどちらを選んだかということ、定数特例。それと構成員の定数につきましては10人以内となっております。また構成員の元議員数ということになりますと、8名ということで、89パーセントの方が元町議の方であったということになっております。報酬額につきましては現行月額25万円、協議会の活動回数につきましては、定例会12回、その他臨時会、嘱託員との協議、部会活動、広報誌の発行等々、あるいは地域の方の意見の陳情聴取とか相談等にあたられているところでございます。

他都市の状況でございますけれども、上から見ていただきますと北海道士別市ですね、これが在任特例をとっておられます。構成員につきましては12名ということで、自治会長推薦及び公的団体の推薦者で構成されております。在任特例をとられたということで元議員さんの数は0名ということになっております。さらに構成員の報酬につきましては、日額5,000円、協議会の活動としては、年4回の定例会と臨時会ということになっております。

続きまして2番目、北海道せたな町でございますけれども、こちらの方も在任特例を採用されております。在任特例を採用されておられますので、構成員の中の元議員数は0名ということになります。協議会の定数は10名以内で公的団体の推薦、識見者あるいは公募ということになっております。こちらの方の報酬につきましては、日額報酬ということで、会長が8,800円、委員が7,700円ということになっております。また、協議会の活動といたしましては、年4回の定例会と臨時会ということになっております。

続きまして北海道の名寄市ですが、こちらの方も在任特例ということで、協議会における構成員の元議員数は0名ということになります。定数につきましては15名で、これは住民組織、公的団体、識見者等で構成されております。こちらの方の報酬は日額4,000円ということで、こちらの活動状況も年4回の定例会と臨時会になっております。

続きまして、福島県の喜多方市でございますけれども、こちらの方も在任特例をとっておられます。在任特例ですが、4つの特例区があり、合計40名の構成員のうち、元町議の方が1名だけおられます。残りは全て学識経験者、公的団体の方から選ばれているということ

です。定数は各特例区とも10名ということになっております。それと報酬でございますが、こちらは年額で3万円、それと別に費用弁償で1,000円ということになっております。活動実績と致しましては年4回の定例会と臨時会ということになっております。

次に岡山市でございます。岡山市は定数特例をとっておられます。こちらは熊本市と同じでございます。構成員の定数は各特例区とも14名以内で、元町議、合併協議会の委員さん等で構成されておられます。構成員の元議員数は14名中7名から10名ということで75%になっております。こちらの報酬は月額10万円、活動と致しましては月1回の定例会それと臨時会になっております。

宮崎市でございますが、こちらの方は3つの特例区があり在任特例でございまして、一番多い時で5名の元議員さんがおられたということでございます。定数は2つの協議会が、それぞれ15名以内で、残り1つの協議会は20名以内ということでございます。構成員の報酬でございますが、こちらの方は報酬制ではなく、費用弁償のみということで1回につき3,000円が支払われているということでございます。協議会の活動でございますけれども、年4回の定例会と臨時会ということになっております。以上でございます。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。それではこれから皆様のご意見を賜りたいと思います。何かございませんか。

松永 隆 委員

今、この「合併特例区協議会の構成員の報酬等について比較」という形で執行部から説明があった訳でございますけど、我々も中身を見まして、北海道が3つ、福島県喜多方市、岡山市、宮崎市とありますが、この中で北海道の3つと福島、宮崎は、私たちの富合とは違い在任特例ということで、議員さんがそのまま（議員として）残っておられる。その市の状況、町の状況に合わせて議員さんが残られた。そういう特例区の構成員の報酬が月額5,000円、7,700円、4,000円と書いてある。私達は定数特例を選択したうえで、富合町に特例区を設けて構成員という形をとったのであって、状況の違う団体を例にあげて比較するといったこういう比較に関しては、比較にならない比較をしているという風に思われます。それと岡山市が定数特例を選択し、我々富合町と一緒にということでございますけど、岡山市であってもこの構成員の元議員数を見ますと14人内の7名から10名と。月額10万円、定例会が12回となっております。

私たちは、確かに月額25万円の報酬ですが、先程も区長が申されましたように、合併して良かったと思われるように、当初、9名の議員が構成員としてその後を引き継ぎ、その仕事をやらせて頂いた訳でございます。地域には、色々な思いの方々がおられます。農業の方で本当に切実な思いを持って、我々の議員時代に「今後どうなるんだ」という不安な思いを、「後を頼むぞ」というようなことで託されました。そういう中で、今後、私達も5年間の

特例区を経て、熊本市に入っていく、校区自治会という形を作っていく。住民に不安を与えないということで、我々はコミュニティ部会、地域振興部会、広報部会、それぞれ会議等開きながら目に見えない部分でも活動しております。

今回、勧告が出されたわけでございますけれども、それに対しては、昨日も申しました通り、厳粛に受け止めますが、比較については、まあ比較にならないというのがまず第一声で、減額に関しても、昨日も申しましたように、一年を経て、我々は今後、研修、視察等のそれぞれに関して、全て実費で行うわけでございます。広報部会でも本当に一生懸命やられて、地域の人に富合町合併特例区の情報を流すため、実費をもって取り組んだりしておりますので、「比較して」ではなく、富合町が熊本市と合併して良かったと思えるようにするための私たちの責務というか、そういう仕事を全うさせる、そしてその仕事に見合った月額にする。やはりこの世の中の状況でございますので、委員の皆さんの意向を踏まえながら検討してやっていきたいという風には思っております。

私達も在任特例か定数特例かといろいろ検討してきた訳ですが、それを今更どうこうということではなくて、前向きな形でそのような形をとっていきたいと思っておりますので、状況の異なる団体を比較に検討するということが、私はどうかと思いましたので、意見させて頂きました。以上です。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

菊池 博志 委員

菊池でございます。昨日もこの報酬の件につきましては、適正であるという風に私は述べさせて頂きましたけれども、私は、今の松永委員の意見に似ているといえますか、基本的にこの比較については、全然比較するレベルではないという風に思っております。内容が一番近い岡山市においても、岡山市は定例会は12回ということで、協議会をやっているようですが、富合町のこの協議会におきましては、定例会の12回、嘱託員会議12回、まあ回数によってもかなりの差がありますし、昨日も申し上げましたが、議員であった時よりもさらに富合町町民のために精一杯頑張っているつもりでございます。そのことを考えますと、昨日申し上げましたように25万円の今の報酬というのは、私は適正であるという風に思っております。以上でございます。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。他に何かございませんか。

米原 靖雄 委員

どうも、米原でございます。只今、執行部の方から説明がありました特例区の協議会の報

酬の比較でございますが、今、各委員からも意見がありましたように、これはやはり、内容を一概には、これをもって報酬が高いとか安いとかの対照には、程遠いと思う訳でございます。

私は昨日申し上げましたけれども、まあ、富合町というのは8,000人前後でございます。熊本市は大きな都市でございます、合併というのは、編入合併という形で合併して、私たちは構成員として、住民の不安の解消に努め、また、行政の内容が変わってきますので、今までの自治体の調整を行うといったことで、構成員というのは、特例区の代表でございますし、町民の代弁者でございますから、その気持ちを熊本市の行政の中に反映させなければいけないと思っています。今まで私たちは、町のことだけ考えておりましたけれども、今後は、以前の議員という立場での決定権に比べると、協議会というのは、少し権限は落ちるかもしれませんが、肩にかかった町民の付託というものは、富合町の時の町議への付託よりも、ウエイトがかかってくるんじゃないかと、私はそのように感じております。

しかしながら、今の社会状況とか財政は、国、県、市、今こういう社会の情勢でございますので、減額というものは、これはもう周りの状況を考えますと、やむを得ないかなということで、関係の方々と話し合いをしながら、勧告を真摯に受け止めて決定をしたいと考えております。以上でございます。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。他に何かございませんか。

野口 ミナ子 委員

私は熊本市民になったとき、この25万円の協議会の報酬について、熊本市民として納得いかない、高すぎるんじゃないかな、という考えをもっておりました。その中で、この一年間が終わった時に、この前の勧告とかを考えましても、今、米原委員からも減額というようにお話がありましたが、その減額はどのような線が妥当なのか、もっとしっかり協議する必要があるのではないかということと、もう一つは協議会の中で私たちにできることの仕事の内容の確認を、もう少し行っていくべきだと思っております。以上です。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。只今数人の方からご意見がありましたが、まだまだ協議をしていくというようなことでございますので、今後、報酬の方につきましては、皆さんと協議をしながら次回の臨時会を召集致しまして、話し合いをしていきたいと、また決定をしていきたいと思っておりますのでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そういうことで、今後また協議会を開催したいと思いますので宜しくお願いします。

次に「その他」に入りたいと思います。何かその他として皆さんから意見がございましたらご意見を頂きたいと思います。

(「ありません」の声あり)

田中 榮信 議長

他に特に無い様でございますので、今日の協議を終了したいと思います。本日全ての協議が終了致しました。皆様には大変お忙しい中にご出席を賜りましてありがとうございました。これもちまして「平成21年度第3回富合町合併特例区協議会臨時会」を閉会いたします。大変ご苦労様ございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年12月4日

署名委員 村崎 隆 則

署名委員 野口 ミナ子